

川崎市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月18日

川崎市人事委員会

委員長 加藤 浩輝

川崎市人事委員会規則第1号

川崎市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の任用に関する規則（平成13年川崎市人委規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第4条関係）中

川崎市職員 （大学卒程度）採用試験	一般事務職、学校事務職、社会福祉職、心理職、土木職、電気職、機械職、建築職、化学職、造園職及び農業職の職のうち、標準的な職が職員である職制上の段階に属するもの	を
	消防職の職のうち、標準的な職が職員（消防士の階級にある者）である職制上の段階に属するもの	

川崎市職員 （大学卒程度）採用試験	一般事務職、学校事務職、社会福祉職、心理職、土木職、電気職、機械職、建築職、化学職、造園職及び農業職の職のうち、標準的な職が職員である職制上の段階に属するもの	に改める。
	消防職の職のうち、標準的な職が職員（消防士の階級にある者）である職制上の段階に属するもの	
	その他人事委員会が別に定める職	

附 則

この規則は、令和8年2月18日から施行する。